議案第１５４号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４８号）第３条の規定により議決を求める。

令和７年９月３日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　物件の表示　さいたま市緑区大字上野田３６２番１ほか
さぎ山記念公園整備・運営管理事業により整備される特定公園施設

２　取　得　先　さいたま市緑区東浦和１丁目２１番地３
さぎ山記念公園ネットワーク共同企業体
代表法人　株式会社内田緑化興業
代表取締役　殿井　正仁

３　取得価格　９６，６９６，９００円

４　取得理由　都市公園法（昭和３１年法律第７９号）に基づく公募設置管理制度で実施中のさぎ山記念公園整備・運営管理事業により整備される特定公園施設を市が取得するため。

（参考）

物件の概要

所在地	さいたま市緑区大字上野田３６２番１ほか
特定公園施設の概要	園路及び広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設等

案 内 図

対象公園
県道さいたま鳩ケ谷線
上野田
南部領辻
片柳一丁目
寺山
岡上橋
野鳥の池
見沼自然公園
ゲートボール場
南部配水場
南部配水場第三号取水場
寺山自治会館
浦和代山郵便局
照光寺
氷川神社
八幡宮
野田小学校
野田放課後児童クラブ
カクイチ浦和営業所
深井家長屋門
N
0
200m

見　取　図

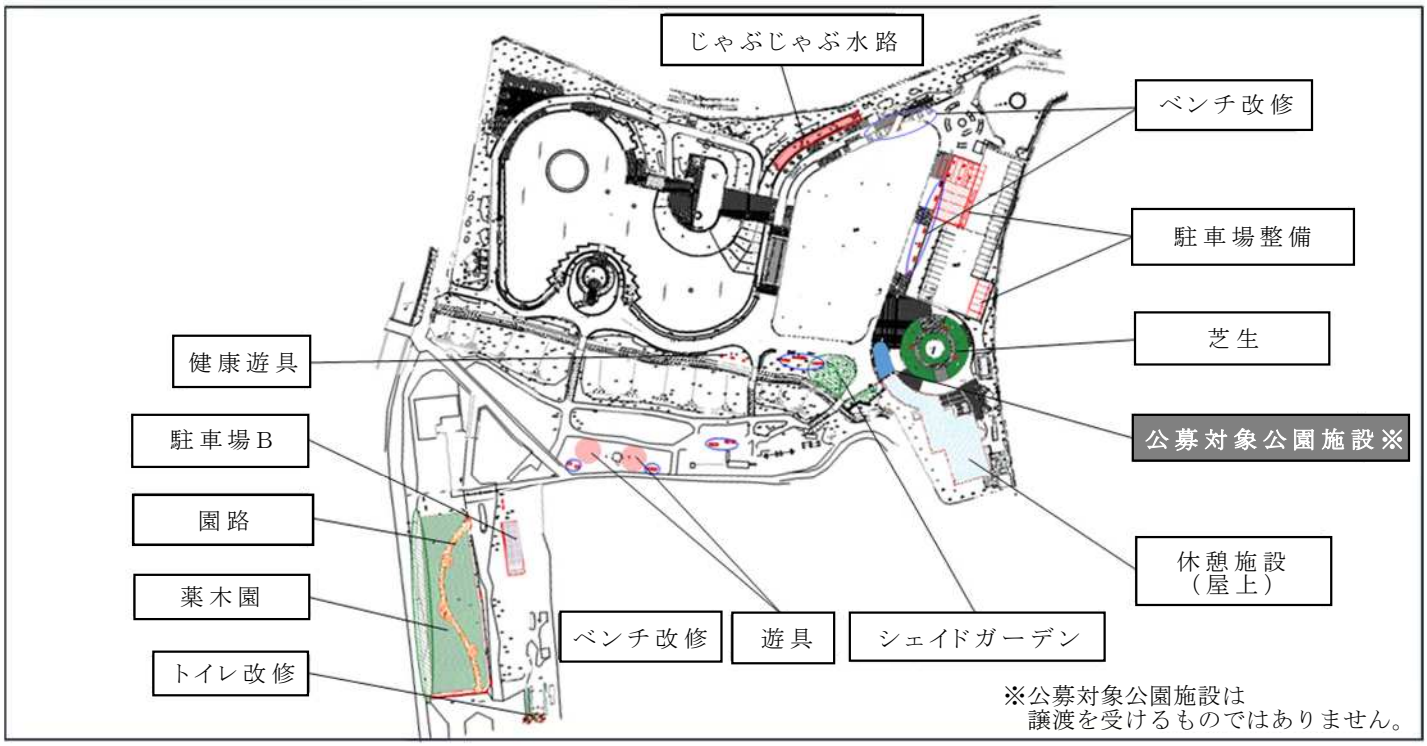
じゃぶじゃぶ水路
ベンチ改修
駐車場整備
芝生
公募対象公園施設※
休憩施設
（屋上）
健康遊具
駐車場B
園路
薬木園
トイレ改修
ベンチ改修
遊具
シェイドガーデン
※公募対象公園施設は
譲渡を受けるものではありません。